

様式第101-2号

令和2年3月6日

新ひだか町議会議長 福嶋 尚人様

新ひだか町議会運営委員会
委員長 池田 一也 ⑩

委員会調査報告書

本委員会は、議会改革につき調査を実施したので、その結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件 議会改革に関する調査・研究
- 2 調査の経過 別添「議会運営委員会調査報告書」のとおり
- 3 調査の概要 別添「議会運営委員会調査報告書」のとおり

議会運営委員会調査報告書

— 議会改革に関する調査・研究 —

令和2年3月

議会運営委員会

議会運営委員会調査報告書

1 調査研究の目的

新ひだか町議会は、地方分権等、社会状況の変化に即した議会であるためには、どのような改革が必要であるかを真摯に検討するため、平成25年7月に議会改革骨子をまとめたところである。

当該調査は、議会改革骨子に定めた基本理念である『町民が参加できる開かれた議会を目指して』の実現を目的に実施した。

2 調査の期間

平成31年4月22日から令和2年3月6日

3 重点調査項目

- (1) 議会基本条例の制定について
- (2) 議会の見える化の推進
- (3) 議会機能の強化

4 調査の経過等

(1) 会議開催等の経過

回数	開催日	調査事項等
第1回	平成31年 4月22日	(1) 調査事項、調査期間、調査方法等の決定 (2) 本年度調査・研究テーマの決定 (3) 所管事務調査通知書提出(会規73条)
第2回	5月27日	(1) 議会基本条例の先進事例等について (2) 先進地視察について (3) 議会機能の強化について
第3回	6月3日	(1) 議会基本条例の構成について (2) 議会機能の強化について
第4回	7月1日	(1) 議会基本条例素案について (2) 議会機能の強化について
—	7月30日 ～ 31日	先進地視察研修 栗山町・芽室町
第5回	8月5日	(1) 議会基本条例素案について (2) 策定スケジュールについて (3) 議会機能の強化について

第 6 回	8 月 29 日	(1) 議会基本条例素案について (2) 議会改革議員勉強会の開催について (3) 議会機能の強化について	
—	9 月 13 日	議会改革議員勉強会	
第 7 回	10 月 7 日	(1) 議会基本条例案について (2) 検証の仕組みづくりについて (3) 議会の見える化について	
第 8 回	10 月 21 日	(1) 議会基本条例案について (2) 議会改革議員勉強会の開催について (3) 議会報告会の開催について (4) 議会の見える化について	
—	11 月 8 日	議会改革議員勉強会	
第 9 回	12 月 2 日	(1) 議会基本条例案について (2) 議会報告会の開催について (3) 議会の見える化について (4) 政策提案について	
—	12 月 13 日	第 6 回定例会 議会基本条例可決	
—	12 月 24 日	町に対し政策提言書を提出	
第 10 回	1 月 16 日	(1) 議会報告会の開催について (2) 議会の見える化について	
第 11 回	2 月 6 日	(1) 議会報告会の開催について (2) 所管事務調査報告書の作成について	
—	2 月 13 日 14 日	議会報告会	三石地区 28 名参加 静内地区 38 名参加
第 12 回	3 月 6 日	(1) 所管事務調査報告書まとめ (2) 所管事務調査報告書提出 (会規 77 条)	

5 調査結果等

(1) 議会基本条例の制定について

① 趣旨及び制定までの経過

別添資料「議会基本条例策定経過」を参照

(2) 議会（委員会）の権能強化への取組みについて

ア. 政策形成機能の強化

① 調査の趣旨等

平成 25 年度にまとめた「新ひだか町議会改革骨子」において、中期課題として、議会の責務を果たすためには、議会の政策形成機能の充実を図り、議会・委員会による政策提言の実施について検討すべき項目としたものである。

② 調査の視点

常任委員会の権限である所管事務調査の積極的な実施と、調査結果を政策提言へと結びつける仕組みづくりについて調査を行った。

③ 調査結果

政策提言を行う仕組みとして昨年度に定めた「常任委員会における政策形成サイクル」に基づき、昨年度に続き常任委員会の所管事務調査を経て、議会として 5 項目の政策提案を町に対し実施した。

(参 考)

常 任 委 員 会	提 言 項 目
総務文教常任委員会	スポーツ施設を活用した合宿誘致の取り組みについて
	交通弱者対策について
厚生経済常任委員会	農福連携の推進による産業振興と共生社会の実現について
	子育て包括支援センターの設置について
	6次化産業の取組強化について

イ. 委員会機能の強化

① 調査の趣旨等

地方自治法第 109 条第 1 項に基づき設置する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の機能の充実を図るため、各委員会の権限を発揮していくための委員会運営について調査を行った。

② 調査結果

常任委員会及び議会運営委員会においては、政策形成サイクルに基づき、年度当初に所管事務調査として取り組む重点項目を選定し、委員会による情報収集、所管部・課・局に対するヒアリングの他先進新地視察を行い、その調査結果を政策提言として町に提出した。

また、協議調整の場である全員協議会を積極的に活用するなど、議会機能の充実と議会の見える化の推進に努めた。

6 主な取り組み

ア.「開かれた議会」

年	月	内 容
令和元 ～2年	8	議会白書の発行
	通年	議会ホームページ・フェイスブックの運用
	通年	議会広報紙の発行
	逐次	本会議及び全員協議会のインターネット中継の実施

イ.「親しまれる議会」

年	月	内 容
令和2	1	成人式会場において、新成人を対象に議会への関心度などについてのアンケート調査を実施した。
	2	議会報告会「議会改革の取組」開催（議会運営委員会主管）意見交換テーマ「介護サービス事業及び病院事業の今後について」

ウ.「信頼される議会」

年	月	内 容
令和元 ～2年	逐次	本会議の円滑かつ適切な運営を行うため、「議会運営チェックリスト」を導入し、本会議後の議会運営委員会において振り返りを行った。
	通年	議長交際費の使途の公開。

エ.「政策立案に関わる議会」

年	月	内 容
令和元	1 2	町に対し議会政策提言書を提出

オ.「議員の資質向上」

年	月	内 容
令和元	7	一般質問勉強会(議員会主催・新冠町議会議員会と合同開催)
	9	議会改革議員勉強会の開催
	1 1	議会改革議員勉強会の開催
	1 2	(再掲) 町に対し議会政策提言書を提出

7 先進地視察の状況

視 察 先	期 日	参加委員数	視 察 項 目
芽室町議会	R1.7.30	5人	議会改革について
栗山町議会	R1.7.31		議会運営について

(1) 参加委員の所感等 (抜粋)

【芽室町議会】

- ・芽室町議会が取り組んでいる議会モニター制度の参加者から、2名の町議が誕生しており議員不足への対策としても有効であると考えている。
- ・議会報告会のあり方について、町内の老人クラブや農協、商工会などの団体への働きかけにより多くの参加者で開催されており、本町の報告会の開催にあたって参考とすべきと考える。
- ・通年議会制の導入は、会期を 365 日とすることにより、町長が一度議会を招集すれば、あとは議長が議会を招集することができることから、自主的に議会を開くことができることになること、また、委員会活動も1年間を通して機動的に活動できるメリットがあるため、通年議会制を導入しており、今後の議会改革の課題として検討する必要があると感じた。
- ・議会 I C T の取組みについては、フェイスブックやライン、ツイッターを開設しているほか、平成 2 8 年から議会にタブレット (町側はパソコン対応) を導入しペーパーレス化を図っており、本会議や委員会、ミーティング、町民との意見交換会等で活用しているとのことであるが、約 3 百万円の年間経費等を考えると、タブレット導入の必要性は認識するものの、行政とも協議しながら検討することが必要である。
- ・反論権と反問権の行使については、反論権は現在まで 1 件、反問権は質問や質疑に対する確認のための「問い返し」の意味で現在まで 5 件の行使となっている。新ひだか町では、一般質問等でも確認の意味で議長が認めている現状もあることから、論点及び争点を明確にするための反問権の行使は基本条例に盛り込むべきと考える。

【栗山町議会】

- ・町の特別職報酬審議会の制度を利用せず、議員の活動、日程、業務を加味して計算、北大に依頼、地方自治の研究をしている北大教授の意見を聞いて素案を作成している。
- ・反問権については、議会基本条例にあるように、議員の質問に対して議長の許可を得て、反問することができるが、論点、争点について整理することが原則であり、ときに議員の真意や対案の有無などを確かめることに使われるとのこと。
- ・議会基本条例の検証はシートを使い、毎年実施することになっているが、議会基本条例を決定し運用された場合、検証すべきである。
- ・政務活動費については、議員の調査研究活動経費として年間24万円を予算化しており、領収書その他支出を証する書面を添えて四半期ごとに請求することとしており、使途の透明性を確保するため、札幌の会計士に監査をさせている。また、町民に対する政務活動状況報告については、議会報告会や議会だより、ホームページにより報告している。新ひだか町における政務活動費の必要性は、全道的に栗山町及び美幌町のみ現状では、町民からの理解を得るのは難しいと思われる。
- ・議会モニターについては、平成20年3月の条例改正で規定し、議会運営等に関して、町民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、民主的な議会を推進することを目的に導入している。定員は15人以内（現在13人に委嘱）で、公募者及び団体等の推薦者のうちから議長が委嘱しており、年2回程度の開催で、これまで議員定数や基本条例の見直し、議会報告会、議会だよりなどについて意見交換のテーマとしている。町民からの幅広い意見・要望等をどのような形で聴取し議会運営等に反映させるのか、今後の議会改革の検討課題でないかと考える。

資料

「議會基本条例策定經過」

議会基本条例策定経過等

1. 策定経過

時 期	内 容	備 考
(H 2 5 . 7)	(議会改革骨子作成)	3. 議会改革骨子の概要参照
5月27日	議会基本条例策定に向けた協議開始	
6月3日	先進事例を参考に、条例構成案の検討	
6月19日	議会基本条例案検討	
7月30日～ 7月31日	先進地視察（芽室町・栗山町）	
8月5日	議会基本条例案検討	
8月29日	・議会基本条例案検討 ・検証シート案検討	検証シートは 2. 検証、見直しの仕組み参照
9月13日	全議員を対象に議会基本条例勉強会を開催	
10月7日	・議会基本条例案検討 ・検証シート案検討	
10月21日	・議会基本条例案検討 ・検証シート案検討	
11月6日	・議会基本条例案決定 ・検証シート案検討 ・議長に議案提出	
11月8日	全議員を対象に議会基本条例勉強会を開催	
12月2日	検証シート決定	
12月定例会	議案上程・審議	
R 2 . 1 . 1	条例施行	

議会基本条例をはじめ、議会改革に関する調査は、議長の諮問を受けて、議会運営委員会（池田一也委員長、委員4人）が行っている。

2. 検証・見直しの仕組み

(1) 検証の方法等

項目	内容
① 検証の方法	検証シートの作成・活用
② 検証の対象期間	本町の議会が暦年であることから、1月から12月に行った議会活動を対象とする。
③ 検証の時期	毎年1月末までに検証を行うこととする。
④ 検証の手順	自己評価を参考とした議会運営委員会による評価
⑤ 検証結果の公表	(ア)3月末までに議会HPで公表 (イ)議会白書で公表
⑥ 検証結果の反映	検証結果を踏まえ、今後取り組むべき事項等について議会運営委員会において速やかに協議を行い、実践へと結びつける仕組みを作ることとする。

3. 平成27年作成 議会改革骨子概要

(1) 議会改革骨子 (H25.7.議会運営委員会)

<議会のあるべき姿・改革の方向性>

議会は、「まちづくり基本条例」における議会及び議員の責務に基づき、基本理念と基本方針により、改革項目の検討に取り組むものとし、「議会基本条例」の制定を目指す。

<基本理念>

「町民が参加できる、開かれた議会」

<基本方針>

- ① 開かれた議会
- ② 親しまれる議会
- ③ 信頼される議会
- ④ 政策立案にかかわる議会
- ⑤ 議会議論の活性化
- ⑥ 議会機能の活性化
- ⑦ 議員の資質向上

<検討項目>

短期課題・中期課題・長期課題として、19項目について議会運営委員会を中心に検討を行うこととした。

(2) 議会改革骨子に基づく議会改革の評価

これまで、議会運営委員会が中心となって改革に取り組みを進めてきた結果、議会改革骨子に定めた検討項目については、ほぼ全ての項目について検討が行われ実践へと結びついている。

しかし、現状ではそれらを検証し、さらに発展させていくための根拠、拠り所が存在していない。

4. 議会基本条例検討にあたって課題とした点

(1) 議会基本条例の制定状況

[2017. 4. 1現在：自治体議会改革フォーラム調]

合計 797自治体 (44.6%)

内訳 道府県 31 (66.0%)

政令市 16 (80.0%)

特別区 2 (8.7%)

市 461 (59.8%)

町村 287 (31.0%)

[(参考) 2018. 7. 1現在：北海道町村議会議長会調]

道内町村 22 (15.3%)

(2) 議会基本条例の目的 (必要性)

改革骨子に定めた検討事項については、一定の成果をみたところであり、実現に結びついたものを継続し、さらに発展させていくため。また、検討は行ったが実現に至っていない項目については、引き続き研究を行うなど、議会改革を継続的に行っていくための根拠 (拠り所) を定める。

(3) 議会改革骨子と議会基本条例

H25 に作成した「議会改革骨子」に定めた内容は、他の議会において既に制定されている議会基本条例に盛り込まれている内容とほぼ同様である。

(4) 議会基本条例の課題

- ・議会基本条例のパターン化。
- ・議会基本条例が目的化されていないか
- ・制定した条例をいかにして運用していくか。

5. 新ひだか町議会基本条例

(1) 協議の経過

1. 策定経過に記載

(2) 特 徴 等

構成、内容等については既に制定されている議会とほぼ同様の内容となっているが、条例を制定している他議会が、先ず「基本条例」を定めて、それを拠り所にして改革を進めているのに対し、本議会は、議会基本条例を議会における最高規範と位置付けたうえで、平成25年に定めた「議会改革骨子」に基づき進めてきた取り組みを、継続して取り組んでいくために制定するものである。

(主な規定)

- ・ 議会、議員の活動原則
- ・ 災害発生時における議員の対応（第13条）
⇒ 災害対応マニュアル（H29作成）に基づく対応
- ・ 町民との連携（第17条関係）
⇒ 議会報告会開催の明文化
議会の評価とその結果の公表を明文化
- ・ 議会への政策形成過程の説明（第21条関係）
⇒ 町が新たな政策、事業を提案する場合、政策等の発生源や期待する効果、総合計画における根拠、財源、コスト等について説明することを明文化

(3) 継続性のある議会改革への取り組み

議会基本条例の課題のひとつは、前述したように「いかにして運用していくか」であり、このため条例の制定と併せて「検証の仕組み」を構築することで、議会改革の継続的な取り組みを推進する。